

-独立行政法人労働者健康安全機構-

災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人労働者健康安全機構理事長宛て)

指摘の背景となった自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある

3災害拠点病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額(収入支出以外) 213億1898万円

1 災害拠点病院の概要

独立行政法人労働者健康安全機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上等に関する措置の適切かつ有効な実施を図ることなどにより、もって労働者の福祉の増進に寄与することとなっている。

そして、独立行政法人通則法に基づいて厚生労働大臣が定めた機構の第3期(平成26事業年度から30事業年度まで)及び第4期(令和元事業年度から5事業年度まで)の中期目標によれば、機構は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害を始めとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するために、緊急な対応を速やかに行えるようすることなどとされている。

厚生労働省は、「災害時における医療体制の充実強化について」(以下「局長通知」)において、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するなどの災害拠点病院を整備することが必要であるとしている。都道府県は、局長通知に基づき、病室等の病棟、診察室、手術室等の診療棟等の救急診療に必要な部門を設けるなどの一定の要件を満たす病院を災害拠点病院として指定することとなっており、平成30事業年度末現在、機構の33病院のうち^(注1)13病院が災害拠点病院に指定されている。

そして、上記のとおり、災害拠点病院には災害時に救命医療や重症傷病者の受け入れを行うことなどが求められていることから、局長通知によれば、災害拠点病院は、電気については、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることなどとされている。

また、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましいとされているが、設置場所以外の浸水対策については、特に示されていない。

(注1) 13病院 東北、千葉、東京、関東、横浜、中部、和歌山、中国、山口、香川、九州、長崎、熊本各労災病院

2 本院の検査結果

機構の13災害拠点病院について、各災害拠点病院の所在する地方公共団体が公表している洪水、津波等のハザードマップに基づいて浸水するおそれがあるかを確認したところ、8災害拠点病院が浸水するおそれがある区域に所在していた。

そこで、上記の8災害拠点病院に設置されている自家発電機11台及び無停電電源装置(以下「UPS」)11台について、浸水対策の実施状況をみたところ、表のとおり、6災害拠点病院に設置されている自家発電機7台及びUPS6台については、浸水するおそれがない階に設置するなどの浸水対策を実施していた。

しかし、3災害拠点病院に災害時に商用電源が途絶した場合に備えて設置されている自家発電機4台及びUPS5台については、浸水対策を全く実施していなかった。このため、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働することができず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた(自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある3災害拠点病院の建物(自家発電機4台及びUPS5台等の建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額^(注3)213億1898万円(30事業年度末))。

(注2) 3災害拠点病院 東京、関東、熊本各労災病院

(注3) 資産価額 取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額

表 浸水するおそれがある区域に所在する8災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策の実施状況
(単位: 病院、台)

区分	浸水対策の実施状況	浸水するおそれがある区域に所在する災害拠点病院	
		浸水対策を実施している	浸水対策を実施していない
災害拠点病院	8	6	3
上記の災害拠点病院が保有する機器の台数	自家発電機	11	7
	UPS	11	6
			5

(注) 「浸水対策を実施している」自家発電機等と「浸水対策を実施していない」自家発電機等の両者を保有している災害拠点病院があるため、災害拠点病院数を合計しても全体数と一致しない。

<事例>

災害拠点病院である熊本労災病院は、自家発電機2台及びUPS2台を保有している。そして、同病院が所在する八代市の総合防災マップを確認したところ、同病院の中央棟及び東西棟は、洪水による浸水深が0.5m未満と想定されている区域に立地している。しかし、UPS1台は、上記の想定されている浸水深より高い位置にある中央棟の2階に設置されていたものの、自家発電機2台及びUPS1台については、上記の想定されている浸水深より低い位置にある東西棟の1階に設置されているのに、浸水対策が全く実施されていなかった。このため、上記の自家発電機2台及びUPS1台は、水害により商用電源が途絶した場合に、浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた。

機構の3災害拠点病院において、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

災害拠点病院は、被災地の傷病者等の受入れ可能な体制を有し、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなるものである。

については、機構において、自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院が水害時に継続して医療を提供できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 3災害拠点病院は、機構本部と連携して、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、対策を講ずるまでの応急的な対処方法を速やかに定めるとともに、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定すること

イ 機構本部において、アで計画した浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備すること